



東京海上日動

*To Be a **Good Company***

2020年1月1日以降始期契約用

●●●●●株式会社 御中

商工会議所の海外展開サポートプラン『グローバルプロテクト』 中小企業支援「輸出取引信用保険団体制度」のご提案

●●●●年●月●日

東京海上日動火災保険株式会社

はじめに

拝啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)では、お客様の海外事業展開を取り巻くリスクからお守りする保険商品として、輸出取引信用保険を販売しております。この保険では、輸出取引において、お取引先の破産・債務不履行、取引先国の輸入・為替取引制限等による代金債権の貸倒損失を補償します。

本書面では、弊社の中小企業向け輸出取引信用保険の内容および特徴について案内しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

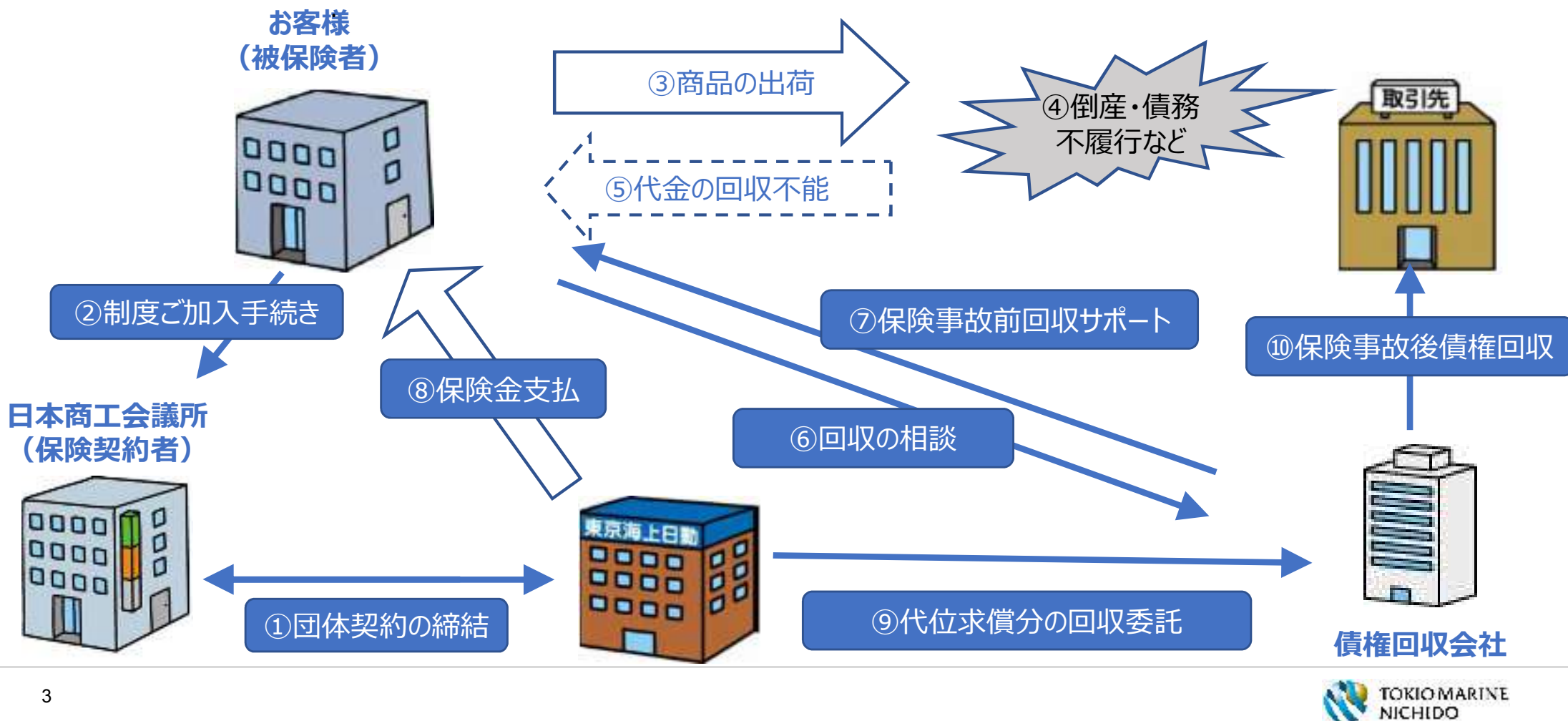
目次

1. 輸出取引信用保険とは
2. 輸出取引信用保険のメリット
3. 団体輸出取引信用保険の特長
4. 補償内容
5. 保険金をお支払いしない主な場合
6. お支払いする保険金の額
7. 保険設計（保険の対象、保険の期間、主な引受条件）
8. 保険料の仕組み、保険料の払込方法
9. ご契約までの流れ
10. 保険期間中のご対応事項
11. 保険期間中の与信限度額の減額について
12. 債務不履行が発生した場合の取扱い
13. ご参考～弊社・取引信用保険の取組み～
14. ご加入の際のご注意

1. 輸出取引信用保険とは

輸出取引信用保険とは、お客様の所在する日本からの輸出取引において、以下の事由により代金債権を回収できず損害を被った場合に、その損害の一定額を保険金としてお支払いする保険です。

- ①お取引先（債務者）の倒産や債務不履行など（信用危険）の発生
- ②お取引先所在国の輸入制限、為替取引制限、戦争、地震など（非常危険）の発生



2. 輸出取引信用保険のメリット

1. 海外リスクマネジメント体制の向上（与信管理機能の強化）

海外お取引先の信用調査等を、第三者の専門家へアウトソーシングすることで、「与信管理業務の効率化」と「与信管理機能の強化」が図られ、お客様の海外リスクマネジメント体制の向上につながります。

2. 海外事業の更なる積極展開および収益拡大の実現

輸出取引拡大の障害となりかねない「海外お取引先の与信管理」、「不測の事態における債権回収対応」のリスクが軽減され、積極的な海外事業展開を推進しやすくなります。

3. 不測の貸倒損害のカバー、企業価値・ブランド力・信用力の向上

- 不測の貸倒損害が発生すると、キャッシュフローが不安定になりますが、輸出取引信用保険のご利用により、資金繰りや決算内容の悪化を防ぎます。
- 不測の貸倒損害にスムーズに対応することで、株主、金融機関、仕入先等ステークホルダーからの信用、企業価値を低下させることなく、むしろ向上に繋げることができます。

4. 貸倒損失の平準化

万一貸倒損害が短期間に重なって発生した場合、お客様の財務に与える影響は大きく、会社経営に大きな影響を与える可能性があります。輸出取引信用保険を利用し、毎期の保険料（全額損金計上可）としてご負担いただくことにより、貸倒損害を平準化することが可能になります。

3. 団体輸出取引信用保険の特長

日本商工会議所の団体輸出取引信用保険は、加入対象の緩和、事務ロードの削減など行っており、一般の輸出取引信用保険より加入しやすい商品となっております。

具体的な特長は以下のとおりです。

	団体輸出取引信用保険	一般の輸出取引信用保険
輸出売上高	原則5億円未満	5億円以上（目安）
取引先数	2社以上 ※この保険で対象にできない取引先を除きます。	5社以上(目安)
審査費用	不要	必要 保険料とは別に1社あたり5,000/8,000円 （消費税別）の審査費用が必要となります。
保険期間中の売上高通知	不要	四半期毎に輸出売上高の通知が必要
保険期間終了後の確定精算	不要	必要

4. 補償内容

- 商品の出荷後から代金支払日までの間の、代金債権の回収不能損害（出荷後リスク）を補償します。
- 信用危険と非常危険はセットでのお引受けとなります。

※非常事故と信用事故の判断が難しいケースも多いことからセットでのお引受けとさせていただいております。

信用危険

支払不能

- ・破産手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
- ・財産について強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令または保全差押通知が発せられたとき
- ・民事再生手続開始、会社更生手続開始
- ・取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき 等

債務不履行

当初合意された支払期日の翌日から6ヶ月を経過しても、取引先が債務を履行しなかったとき

非常危険

次の事由によって、当初合意された支払期日の翌日から6ヶ月を経過しても、取引先からの代金支払がなされなかったとき。

- ・**政府の支払猶予命令**（例：中東アジア政府によって、当該国⇒外国企業への支払を全面猶予する措置命令が発令された。）
- ・**主契約の達成不能**（例：BSE問題により、EUの牛肉の輸出入が禁止され、ヨーロッパの多くの国でクレームが発生。）
- ・**送金の阻害**（例：お取引先の政府経済危機によって外貨準備高が不足し、外貨送金が停止された。）
- ・**債務免除**（例：債務者の居住国において、有効な債務免除を認める法令が適用された。）
- ・**戦争・自然災害等**（例：大型ハリケーンが襲来し、お取引先が事業継続不能になり、代金が支払われなかった。）
- ・**公的債務者の債務不履行**（例：政府系企業によって多くの支払拒絶が発生、輸出貨物が差し押さえられた。） 等

5. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

- ① ご契約者、被保険者もしくはご契約者・被保険者の代理人が、保険対象契約の各条項または法令を遵守しない場合のあらゆる損害
- ② 直接、間接を問わず、放射能汚染等に起因する損害
- ③ 保険対象契約の履行上必要な輸入もしくは輸出許可証またはその他の許可証を得られない場合、または保険対象契約の履行が外国為替管理規定に反する場合に生じる損害
- ④ お取引先の居住国以外の国に商品が出荷される場合、その国において役務が履行される場合、またはその国から支払が行われる場合に、その国に関連して生じる損害
- ⑤ 中国、フランス、イギリス、ロシア連邦およびアメリカ合衆国の五大国間の戦争から直接または間接に生じる損害
- ⑥ 利息、違約金、損害賠償金、費用、為替差損、付加価値税にかかる損害
- ⑦ 被保険者の被る損害が、被保険者が付保する他の保険契約において補償される場合（この保険契約がなければ補償される場合を含みます。）または他の保険契約上給付金を受けるかもしくは支払を受ける権利がある場合の損害
- ⑧ お取引先が、出荷した商品を引き取ることができなかったか、引き取りを拒否した場合に、被保険者が被る損害（ただし、お取引先の保険対象契約違反にあたる場合は、適用されません。）等

6. お支払いする保険金の額

お支払いする保険金の計算式

お支払いする保険金の額の計算式は以下のとおりです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{損害の額} \\ \text{または} \\ \text{お取引先ごとの} \\ \text{与信限度額} \end{array} \right) \times \text{縮小率} = \text{保険金支払額} \leq \text{期間中最高支払限度額}$$

のうちのいずれか低い金額

損害の額の算式

損害の額は、以下の算式によって算出します。

$$\begin{array}{c} \text{お取引先の} \\ \text{未払債務} \end{array} - \begin{array}{c} \text{弁済、相殺、反対請求} \\ \text{等で未払債務を減少} \\ \text{できる金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{お客様が支出を免れた} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{支払期日までに発生した} \\ \text{保険対象契約上の利息} \end{array}$$

※上記のほか、弊社の指示・承認に基づき、ご契約者が損害防止・損害軽減のために支出した費用に対しても、一定割合で保険金をお支払いします。

7. 保険設計①-保険の対象について

対象とするお取引先

- 原則として、引受けの対象となるお取引先すべてを保険の対象とします。ただし、「輸出取引先数：1社のみ」のお引受けはできません。また、一部のお取引先を任意で除外することはできません。
- 「年間輸出売上高：5億円未満」のお客様が、この保険商品にご契約いただける対象となります。

保険の対象となる取引

以下①～⑥の条件を全て満たし、保険期間中に当会社の責任が開始する(商品の出荷がなされる・役務提供の場合は保険期間中に履行が完了し、その請求書が債務者に発送される)取引が、保険の対象となります。

- ① 主契約（取引の条件・内容に関して被保険者がお取引先との間で締結した契約）に、決済期間および販売される商品の種類ならびに量（または履行されるべき役務）が規定されていること。
- ② 主契約上の代金の支払いは、主契約の原支払期日および適用通貨に関する特約条項に記載の通貨のいずれかによってなされること。
- ③ 出荷された商品（役務提供の場合は、履行された役務）にかかる請求書が、保険証券記載の請求期間以内（通常出荷日から30日）に発送されていること。
- ④ 決済期間は、保険証券記載の最長信用供与期間の範囲内であること。最長信用供与期間は、請求の発行日を起算日とします。
- ⑤ 輸出取引の契約書に支払期間または支払期日の延長を認める条件がないこと。
- ⑥ 取引の相手方がお客様の子会社・関連会社等でないこと。

7. 保険設計②-保険期間および保険責任について

保険期間

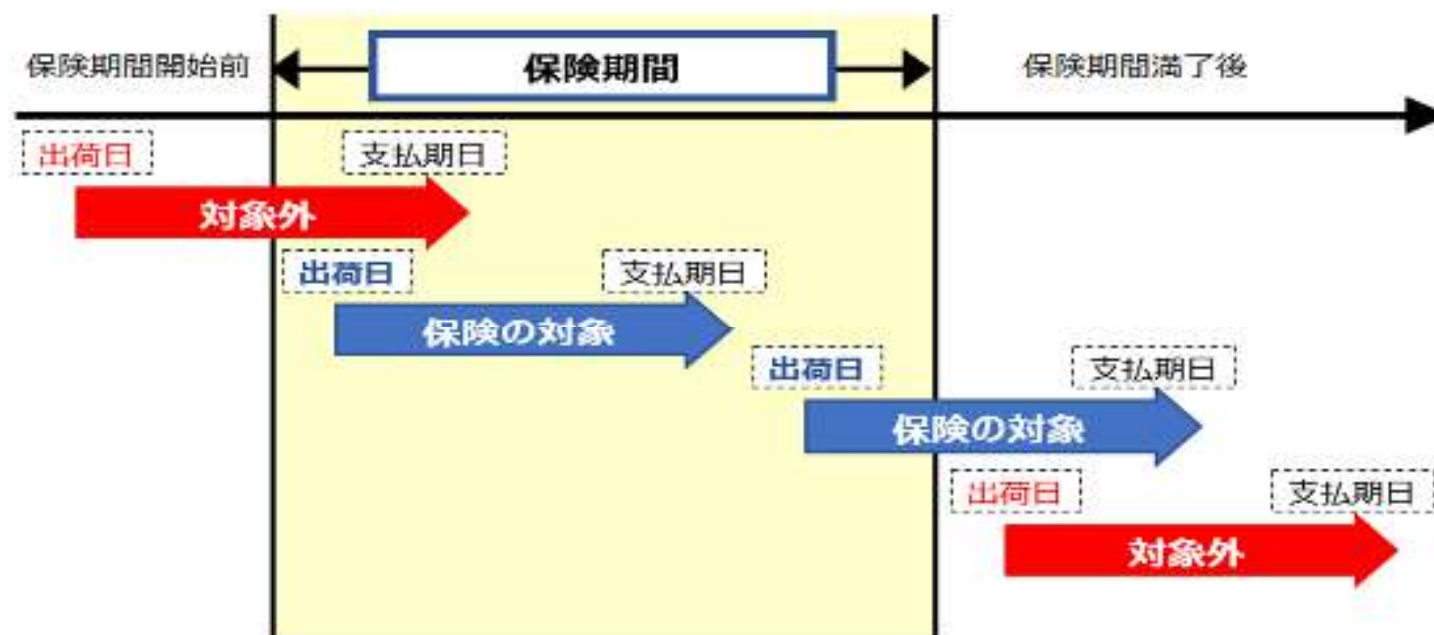
1年間となります（保険始期日の午前0時から保険満期日の午後12時まで）。
保険期間を1年未満もしくは1年超にすることはできません。

保険責任の開始

当会社の責任は、商品が出荷(*)されたときに開始します。

役務提供の場合は保険期間中に履行が完了し、その請求書が債務者に発送されたときに開始します。

(*)出荷は、「取引先に引き渡す目的をもって、商品が被保険者または被保険者の代理人の占有を離れたとき」に、行われたとみなします。



7. 保険設計③-主な引受条件について

縮小率

信用危険、非常危険それぞれについて、縮小率（発生した損害額に対してお支払いする保険金の割合）を、原則90%で設定します。

お取引先ごとの与信限度額

すべてのお取引先に対し、個別審査のうえ、与信限度額（ゼロを含みます。）を設定します。

ただし、1社あたり**3,000万円**を限度とします。

保険金の支払対象となる事由が発生した場合、与信限度額に縮小率を乗じて得られる金額を超えては保険金を支払いません。

期間中支払限度額の設定

保険期間中に保険責任が開始する取引に対してお支払いする保険金の限度額（期間中最高支払限度額）を設定します。

原則、1社あたりの与信限度額最大額の1.5倍を目安として設定します。

8. 保険料の仕組み・保険料の払込方法

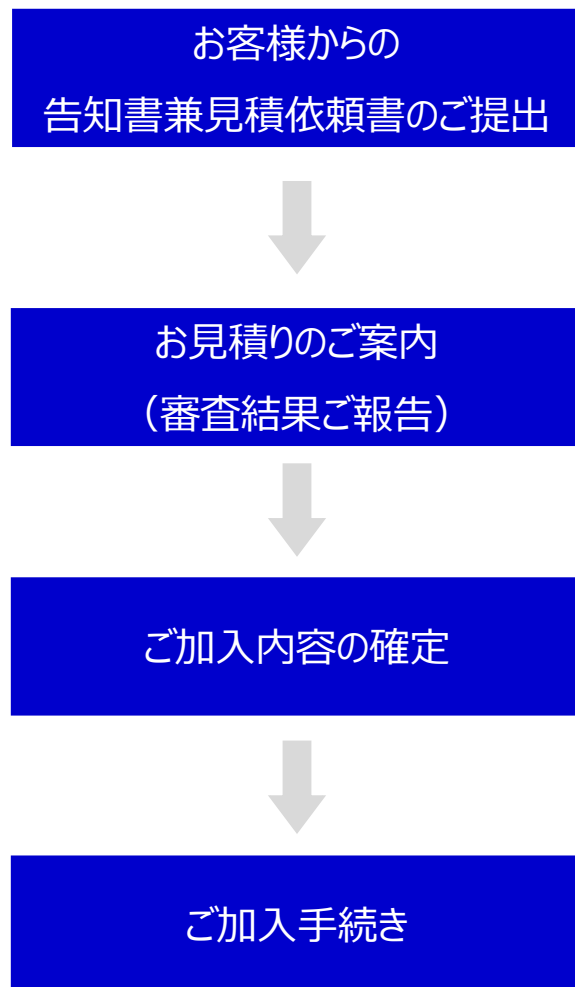
保険料（率）

保険料（率）は、お取引先ごとの信用力、業種、設定する与信限度額、仕向国・支払国の信用力、出荷後の期間等に基づき算出し、ご提案させていただきます。

保険料の払込方法

払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」のみとなります。

9. ご加入までの流れ



- お見積りにあたり、付保動機や過去の貸倒実績、現在の保全手段に加え、お取引先に関する情報（お取引先の英文名、所在国および本社所在地、支払条件、予想年間取引金額、希望与信限度額など）を告知書兼見積依頼書に記載のうえ、ご提出いただきます。
- お取引先の信用力調査のため、お見積り作成には約 1 か月程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- **【ご注意】**お見積り時点での審査結果のご報告は、与信限度額設定の見込みです。与信限度額を設定するためには、ご加入内容の確定後（ご加入書類提出後）に正式な承認手続き実施する必要があります。お見積り時点での与信限度額の設定を確約するものではありません。
- お見積りの内容をご確認いただき、ご加入内容を確定いたします。
- 本お見積り内容でのご締結を希望される場合、加入依頼書をご提出いただきます。
- 保険料を一括でお支払いただきます。
- 弊社での計上手続きが完了した後、加入者証、国別保険条件一覧表、与信限度額承認書等の契約書類を送付いたします。

10. 保険期間中のご対応事項

保険期間中のご契約条件のご変更

- 保険期間中に、引受けの対象となるお取引先が新たに発生した場合や、取引金額増額等に伴い与信限度額の増額を希望される場合は、契約内容のご変更のお手続きが必要です。
- 弊社所定の書面に必要事項をご記入いただき、ご提出ください。

1 1 . 保険期間中の与信限度額の減額について

輸出取引信用保険は、保険期間中に弊社からの通知により、お取引先ごとに設定している与信限度額を解除・引下げする場合があります。

これは、弊社が入手したお取引先の信用情報をフィードバックするとともに、お客様がそのお取引先との取引を縮小することで、お客様が被る損害の未然防止・軽減に繋げる観点から設けているものです。より正確にご理解いただくために、以下普通保険約款における規定と、図解した与信限度額の適用例を例示いたします。

【普通保険約款第5条の規定】

(5) 当会社の責任の撤回

当会社は、時期・理由を問わず、保険契約者または被保険者に対する書面による通知をもって、与信限度額の設定を解除し、あらゆる主契約、債務者および国についての当会社の責任を撤回することがあります。この場合、その通知に指定された日付以降に出荷された商品（または役務提供の場合は、その通知に指定された日以降に発送された請求書）に対しては、この保険契約は適用されません。また、当会社は、時期・理由を問わず、保険契約者または被保険者に対して書面で通知することにより、与信限度額を引き下げることがあります。この場合、その通知に指定された日付以降に出荷された商品（または役務提供の場合はその通知に指定された日付以降に発送された請求書）については、その引き下げられた与信限度額が適用されます。

【与信限度額の適用例】

与信限度額100百万円（期間 A）を50百万円（期間 B）に減額した場合、
期間 A に出荷した商品の代金債権：100百万円
期間 B に出荷した商品の代金債権：50百万円
の与信限度額が適用されます。

	期間 A （減額前） （与信限度額：100百万円）	期間 B （減額後） （与信限度額：50百万円）	適用される 与信限度額
例①			100百万円
例②			100百万円
例③			50百万円

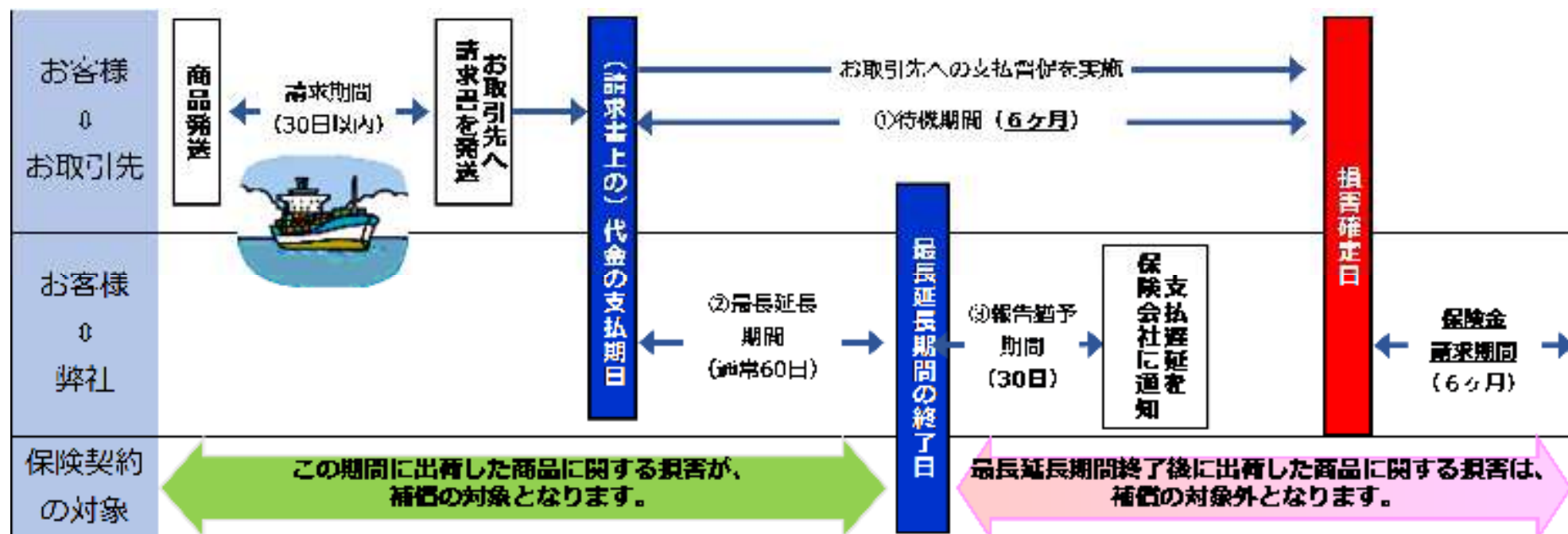
◆ 出荷日

● 支払期日

1 2. 債務不履行が発生した場合の取扱い

保険金請求までの流れ（債務不履行または非常危険の場合）

保険金請求までの流れは以下のとおりです。報告猶予期間（最長延長期間の終了後30日）を過ぎても、お取引先から代金の支払いがなされていない債務がある場合は、弊社にご通知いただく必要があります。



①待機期間	代金の支払期日の翌日から6ヶ月を過ぎても債務が履行されず、履行の見込みがないと判断したときは、保険事故となります。損害確定日までの間は、損害の防止軽減に努め、そのお取引先との主契約解除・商品引渡し停止等の措置を講じていただく必要があります。
②最長延長期間	債務不履行発生後も、一定期間は入金督促を行いながら取引を継続することが商慣行となっている例が多く見られます。そのため、この期間を「最長延長期間」とし、この期間内（60日間）に出荷した商品の代金債権は、補償対象といたします。
③報告猶予期間	債務不履行の発生後、この期間を超えてお取引先の債務不履行が続いた場合は、その後の履行見込みを弊社に通知していただく必要があります。

※「支払不能(破産手続き開始や民事再生手続き開始等)」の場合は、代金支払期日が損害確定日になります。

1 3. ご参考～弊社・取引信用保険の取組み～

輸出取引信用保険の取組み

2005年3月、民間保険会社として初めて「輸出取引信用保険」の認可を取得し、お引受けを開始いたしました。

弊社は、取引信用保険の分野において豊富なノウハウとグローバルなネットワークを持つアトラディウス社やNEXI社（日本貿易保険）と提携し、保険サービスを提供しています。

【アトラディウス社の概要】

アトラディウス社は90年以上の歴史をもつ、取引信用保険の収入保険料規模が世界トップクラスの保険会社です。

同社は、世界50カ国160拠点においてワールドワイドに事業を展開し、約2億4千万社にのぼる企業データ（財務情報、支払履歴情報・回収遅延情報等）に基づくノウハウをもとに、各国の実情に応じた信用保険のソリューションをご提供しています。

※2019年9月アトラディウス社HP調べ



【NEXI社の概要】

NEXI社は、独立行政法人通則法及び貿易保険法に基づいて2001年（平成13年）に経済産業省所管の独立行政法人として設立されました。2015年に弊社と提携し、官民連携の本中小企業向け商品を開発しました。2017年に独立行政法人から株式会社へ移行しました。



1 4 . ご加入の際のご注意

この企画書は、日本商工会議所の輸出取引信用保険団体制度の概要をご紹介します。ご加入にあたっては重要事項説明書をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししてあります普通保険約款および特約条項等によりますが、保険約款等、内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、下記取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

取扱代理店 ○○○○
(所在地)
(TEL)
(FAX)

または

(引受保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
(担当)
○○支店(部) ○○支社(課)
(所在地)
(TEL)
(FAX)